

四 職工待遇中月給制度ヲ

設ケラレタリ(目)

ハ 筆生、分析手、雇員ト同様、待遇ヲ受ヘシタリ(作)

ニ 筆生、特別待遇ヲ受ヘシ度(會)

二

普通職工ハ公傷病ヲ免ルニ當リ

階級ニ依リテ場合定期職工ニ進級

セシ度(若)

六 職工長ハ互選ヲ定メラシメ度(名)

職工待遇改善ニ就テハ努力研究スベシ

同情ヲ以テ研究スベシ

本問題ハ制度、根本ニ及ス目下、所當局トシテ最モ公平ニ選定スルニ努力スベキ也